

「しまね福祉・介護人材育成宣言事業所」

(法人・事業所名) 社会福祉法人 山陰家庭学院

(所在地) 松江市島根町大芦5707

(取組期間) 令和8年7月1日 ～ 令和11年6月30日 (3年以内)



事業所名（サービス種別）
ゆうなぎ苑（介護老人福祉施設）、ゆうなぎ短期入所生活介護事業所（短期入所）、ゆうなぎホーム（地域密着型介護老人福祉施設）、慈光苑（養護老人ホーム）、うみ通所介護事業所（通所介護）、ゆうなぎ訪問介護事業所（訪問介護）、なぎさ居宅介護支援事業所（居宅介護支援）、松江学園（障がい児入所施設・短期入所）、みしょう（ファミリーホーム）、はばたき（障がい者支援施設・短期入所）、ひまわりの家（共同生活援助）、通所はばたき（就労継続支援B型・生活介護）、センターはばたき（就労継続支援B型）、みのりの家・第2みのりの家（放課後等デイサービス）、みのりの家（相談支援）

宣言内容（100字以内）
経営理念である「和顔・愛語」を基本として「人を支え笑顔にするしごと」に携わっていくことで職員一人一人がやりがいや生きがいを感じて働いていけるように職場環境を整備し、人材の育成に努めていきます。
職場のアピールポイント
【人材育成】 ○新任職員には指導担当職員を配置するとともに、職場環境に馴染んでもらえるようにメンター制度を設けています。 ○職位に必要な能力、知識を身につけてもらえるように法人内外の研修に参加してもらっています。 ○資格取得に向けて勤務体制に配慮するとともに費用面での支援に取り組んでいます。 【地域における公益的な取り組み】 ○地域における福祉ニーズを踏まえ地域活動への参加や高齢者・障がいのある方への福祉有償運送事業を実施しています。 【充実した福利厚生制度】 ○定期的な健康診断に加え産業医や専門の相談員を配置するなど心身等の悩みや不安等に対応しています。 ○年次有給休暇は採用時にも付与しています。また感染症への対応等を含めた特別休暇を設けています。 ○女性職員の育児休暇取得率は100%で男性も取得できるように環境を整えています。

「しまね福祉・介護人材育成宣言」チェック項目

NO.	項目	宣言基準	チェック
1	関係法令遵守	・行政監査指導等における指摘事項を受けていない、または指摘事項への改善が終了している。 ・社会保険及び労働保険に加入し、保険料を滞納していない。	☒
2	ハラスメント防止	ハラスメント防止の研修等を行い、相談窓口を設置し、全職員に周知している。	☒
3	給与体系または給与表の導入	大卒、高卒、中途採用等にあわせた給与表への適用や昇給、昇格方法を規定している、または、資格や経験等が給与に反映される仕組みがあり、全職員に周知している。	☒
4	休暇制度・労働時間縮減	休暇取得・労働時間縮減の取組を実施しており、全職員に周知している。 (看護休暇、介護休暇、育児休暇、有給休暇の計画的付与、夏季休暇等の導入)	☒
5	福利厚生制度	福利厚生制度による取組を行っており、全職員に周知している。 (住宅手当、インフルエンザの予防接種等の助成等)	☒
6	職員意見の把握	職場環境について職員の意見を把握する取組や制度がある。	☒
7	研修体制	サービスの質の向上のための研修を実施している。	☒
8	採用情報の発信	採用の際、求職者に向けて採用条件等を正しく記載し、周知している。 (ホームページでの掲載、ハローワーク等での求人票の記載)	☒
9	人材育成の取組	職員の成長や働き方に合わせた学びの場を提供しており、全職員に周知している。 (外部研修への参加、法人内研修の実施等)	☒
10	人材育成面談の実施	面談を年1回以上実施しており、管理監督者が面談内容を把握している。	☒

様式第1号(第4条関係)

誓約事項

- ・「しまね福祉・介護人材育成宣言事業所」制度実施要綱および事業の実施に係る関係法令等の内容を理解および遵守し、適正な事業の運営を行います。
- ・宣言内容等に虚偽・不実記載等があった場合または関係法令等に違反する事実があった場合、宣言の取消等をされても異議を申し立てません。
- ・宣言事業所等の名称および宣言書等について、島根県がホームページ等で公表することに同意します。